



1 子どもの認定手続

給付貸付課資格担当 ▶

☎ 03-5320-6826

提出書類：被扶養者申告書（認定）〔用紙No.扶養1〕

添付書類：被扶養者認定等の手続を参照してください（P5参照）。

1 速やかな申告

生まれた子を被扶養者として認定申告する場合は、速やかに所属所に届出をしてください。被扶養者の手続(P5参照)は、出生日の翌日から30日を超えて所属所に申告をしたときは所属所受理日からの認定となり、出生日から認定日までの期間については、共済組合からの医療給付等が受けられませんのでご注意ください。

2 主たる扶養者の確認

生まれた子について、組合員以外の方が「扶養手当」またはそれに相当する手当を地方公共団体や国、その他から受けているときは、被扶養者として認定できません。

また、夫婦で共同して生まれた子を扶養する場合、夫婦双方の年間収入を比較し、多い方の被扶養者とすることを原則としています(P6参照)。

2 産前産後休業に係る保険料(掛金)免除

福利厚生課経理担当 ▶

☎ 03-5320-6822

産前産後休業をしている組合員が公立学校共済組合に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る保険料(掛金)が免除されます。

保険料(掛金)が免除されている期間でも、年金の加入期間として通算されます。

ア 保険料(掛金)の免除期間

出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日(※多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」と読みかえます。)から出産の日後56日までの間で、妊娠および出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間中の保険料(掛金)が免除の対象となります。具体的な免除期間等、詳しくは公立学校共済組合東京支部ホームページをご覧ください。

イ 免除申出手続

申出書は、**出産後、産前産後休業期間終了日までに**所属所の事務担当者を通して経理担当へ(1回)提出してください。

申出書に必要な事項を記載の上、下記①から③の書類を添付して提出してください。

提出書類：「産前産後休業保険料(掛金)免除申出書」〔用紙No.産休1〕

添付書類：① 出産予定日が確認できる書類の写し(例：母子健康手帳、妊娠証明書、診断書等)

② 出産日が確認できる書類の写し(例：母子健康手帳、出生証明書、出産費用明細書、住民票(マイナンバーの記載がないもの)等)

③ 妊娠出産休暇を承認された期間の分かる書類の写し(例：休暇・職免等処理簿、出勤簿、マスターカード、欠員補充申請の書類等)

(注) 出産予定日と出産日が異なり妊娠出産休暇承認期間が変更になる場合でも、「妊娠出産休暇承認期間(※1)」欄に記入してください。

※ 育児休業中の保険料(掛金)免除については、P35をご覧ください。

3 出産時に受けられる給付(出産費、出産手当金)

給付貸付課短期給付担当▶

☎ 03-5320-6827

出産費(家族出産費)・同附加金、出産手当金

給付の種類	出産費・同附加金	家族出産費・同附加金
支給要件	(1) 組合員が出産したとき (2) 資格喪失後6か月以内に出産したとき	被扶養者が出産したとき
受給権者	組合員 支給要件(2)の場合、1年以上組合員であった方で、他の共済組合(健康保険)の組合員(被保険者)となっていないこと	組合員
支給額	出産費 ……………500,000 円* ¹ 同附加金……………50,000 円* ²	家族出産費 ……………500,000 円* ¹ 同附加金……………50,000 円
	2人以上出産した場合は、上記支給額×出産児数が支給されます。 *1 産科医療補償制度の対象外の出産(在胎週数22週未満や海外での出産等)の場合、支給額は488,000 円になります。 *2 支給要件(2)の場合、附加金は支給対象外です。	
請求手続	所属所を經由して請求(任意継続組合員は短期給付担当に直接請求) 請求方法は以下の3パターンです。 ① 直接支払制度を利用する場合 ② 受取代理制度を利用する場合 ③ 直接支払制度・受取代理制度をいずれも利用しない場合 ※ ②のみ、出産予定日の2か月前から10日前までに事前申請が必要です。	
その他	妊娠4か月以上(85日以上)の死産および流産(母体保護法に基づく人工妊娠中絶を含む。)の場合も支給されます。	

給付の種類	出産手当金
支給要件	(1) 出産のため勤務できなくなり、報酬(給料)の全部または一部が支給されないとき (2) 出産日または出産予定日が退職の日以後42日以内のとき
受給権者	組合員(任意継続組合員を除く。) 支給要件(2)は、1年以上組合員であった方で、他の共済組合(健康保険)の組合員(被保険者)となっていないこと ※ 通常の場合、妊娠出産休暇中は給与が支給されるため、支給対象外です。 ※ 任意継続組合員であっても、1年以上組合員であった方で、出産日または出産予定日以前42日が在職中であった場合には給付の対象となります。
支給額	(過去12か月の標準報酬月額を平均した額÷22)×2/3×支給日数* * 出産日(出産が早まったときは出産日、出産が遅くなったときは出産予定日)以前42日から出産日の翌日以後56日までの間のうち、勤務日に当たる日数分を支給します。
請求手続	所属所を經由して請求(任意継続組合員は短期給付担当に直接請求)

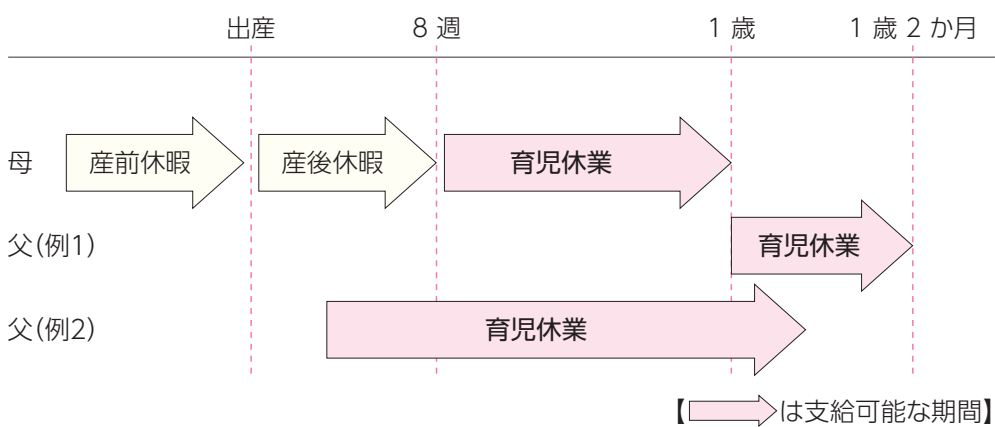

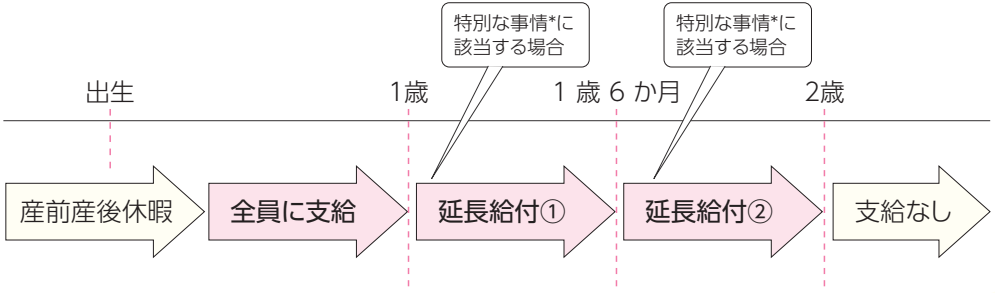
育児支援品購入補助について

上記の出産費、出産手当金が支給される方は、出産後、福利厚生サービス提供事業「かがやきメイト」において、育児支援品購入補助をご利用いただけます。

4 育児休業中(無給)に受けられる給付(育児休業手当金)

給付貸付課短期給付担当 ▶ ☎ 03-5320-6827

3 誕生

<p>支給要件</p>	<p>組合員(任意継続組合員は除く。)が育児休業を取得したとき ただし、組合員の中でも、雇用保険法の規定による育児休業給付を受けることができる組合員(公立大学法人の職員、会計年度任用職員及び再任用職員等)は、共済組合からの給付はありません。</p>
<p>支給期間</p>	<p>(1) 1歳に達するまでの給付(通常の給付:原則) 育児休業の承認を受け、勤務に服さなかった期間で、育児休業の対象となる子が1歳に達する日(誕生日の前日)まで</p> <p>(2) パパ・ママ育休プラスによる給付期間の延長:例外1 ア 延長要件 育児休業の対象となる子について、その父母共に育児休業を取得する場合*1、支給期間が1年*2を超えない範囲で子が1歳2か月に達する日まで育児休業手当金を請求できます。配偶者が公務員か民間企業かは問いません。 イ 支給期間 (例)父がパパ・ママ育休プラスを利用する場合</p>  <p>【は支給可能な期間】</p> <p>* 1 子が1歳に達する日以前に組合員の配偶者が育児休業を取得する case に限ります。 * 2 支給期間は最長1年間(母は出産日および産後休暇期間ならびに育児休業手当金の支給期間と合わせて1年) ※ 特別な事情に該当するときは、(3)のとおり、支給期間の延長ができます。</p> <p>(3) 給付期間の延長について(延長給付:例外2) 子が1歳に達した日後について、特別な事情*に該当する場合は1歳6か月に達する日までまた、子が1歳6か月に達した日後についてもなお特別な事情に該当する場合は2歳に達する日まで給付期間を延長できます。</p>  <p>* 特別な事情 育児休業に係る子について、保育所等の入所を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳の誕生日以後の期間について、当面保育が実施されないとき ※その他の要件については、公立学校共済組合ホームページをご覧ください。</p>

支給期間

- 〈延長に係る注意事項〉**
- ① 延長給付は、子が1歳時点(再延長の場合は1歳6か月時点)において、組合員に復職の意思があり、保育所等に入所申込みを行ったが、保育所等に欠員等がなく入所できず、やむを得ず育児休業を継続する方への給付です。欠員等の状況から入所見込みがない場合でも、保育所等への入所申込みは必要です。
 - ② 復職について、必ず事前に組合員と所属所との間でよく相談した上で請求してください。共済組合は復職についての相談には対応できません。
 - ③ 保育所等の入所希望日は、1歳の誕生日以前の日付であることが必要です。また、保育所等の入所申込み日は、1歳に達する日(2歳までの延長の場合は、1歳6か月に達する日)以前の日付であることが必要です。申込み締切日など保育所等入所手続に関しては居住自治体などに必ず確認してください。
1歳の誕生日(再延長の場合は、1歳6か月の誕生日)の属する月が入所募集をしない月であっても申込みを行う必要があります。この場合の入所不承諾通知書等の発行等については、早い時期に居住自治体に確認してください。
 - ④ 入所申込みの取下げや、入所可能であるにもかかわらず入所辞退した場合は、組合員に復職の意思がないものとみなし、延長給付に係る手当金は全額返還していただきます。
 - ⑤ 入所不承諾通知書等の申込みの有効期限が育児休業手当金の請求期間より短い場合は、有効期限後の期間について、再度入所申込みを行い、不承諾通知書等を提出することが必要です。この手続を行っていない場合には、入所不承諾通知書等の申込みの有効期限で給付を終了します。
 - ⑥ 保育所は、「児童福祉法」に規定する保育所をいいます。公立・私立は問いませんが、いわゆる無認可保育所は含まれません(東京都の認証保育所など自治体が独自の基準で設置した無認可保育所も対象外です)。なお、上記の他に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定する認定子ども園における保育又は「児童福祉法」に規定する家庭的保育事業等による保育を含みます。保育所等について詳しく知りたい場合は、お住いの自治体にご確認ください。

支給額

- (1) **育児休業を取得して180日目まで**：1日につき標準報酬日額の67%を乗じて得た金額
- (2) **181日目以降**：1日につき標準報酬日額の50%を乗じて得た金額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{給付額} \\ \hline \end{array}
 = \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{標準報酬日額} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{短期掛金の標準報酬} \\ \text{月額} \times \frac{1}{22} \\ \hline \end{array}}
 \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{支給率} \\ \hline \end{array}}{67\% \text{ または } 50\%}
 \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{支給日数} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{土・日を除いた日数} \\ \hline \end{array}}$$

給付は月単位として行い、育児休業取得月の翌月に給付します。

〈給付上限日額について〉

毎年8月に変更されます。令和5年8月1日からは、給付上限日額は給付率67%の期間(育児休業を取得して180日目まで)は14,097円、給付率50%の期間(育児休業を取得して181日目以降)は10,520円となっています。

請求手続

所属所を経由して請求



5 復職時の掛金について

福利厚生課経理担当 ▶

☎ 03-5320-6822

1 産前産後休業終了時改定 (育児休業を取得せずに復職する場合は該当します。)

産前産後休業を終了した組合員が、当該産前産後休業に係る子を養育するときに、育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合、復帰後に受ける報酬の額と標準報酬月額との差が生じます。その際、組合員本人の申出により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間(報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月は除きます。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定します。

提出書類：「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」〔用紙No.終了時改定 2〕

2 育児休業等終了時改定

育児休業等を終了した組合員が、その育児休業に係る3歳に満たない子を養育するときに、育児短時間勤務や育児部分休業の取得により報酬が低下した場合、復帰後に受ける報酬の額と標準報酬月額との差が生じます。その際、組合員本人の申出により、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間(報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月は除きます。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定します。

提出書類：「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」〔用紙No.終了時改定 1〕

※ 短期組合員の厚生年金保険にかかる育児休業終了時報酬月額の変更については、日本年金機構ホームページ等でご確認ください。

6 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬月額の特例

給付貸付課年金担当 ▶

☎ 03-5320-6828

組合員が3歳未満の子を養育している間に育児短時間勤務等で報酬額が下がり将来の年金の給付額が低くなることを避けるため、標準報酬月額の特例があります。

3歳に満たない子を養育している組合員が共済組合に申出をしたときは、子が3歳になるまでの標準報酬月額と子を養育することになった日(出生日等)の属する月の前月の標準報酬月額を比較して、高い方が年金の算定に適用されます。追加の保険料(掛金)の負担はありません。

提出書類：「3歳未満の子を養育する旨の申出書」〔用紙No.養育特例 1〕

- ※ この特例は、短期給付の算定の基礎となる標準報酬月額には適用しません。
- ※ 申出が遅れた場合の遡及は、申出をした月の前月までの過去2年間です。
- ※ 短期組合員の3歳未満養育特例については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

